



代表者聴取って・・・？

検察庁では、児童が犯罪の被害者、目撃者となった際、「代表者聴取」という方法で、事実の聞き取りを行っています

児童が被害者等になった場合、警察、児童相談所、検察庁がそれぞれの立場から事実を確認する必要がありますが、それぞれが別々に話を聞くと…

- ・何度も被害状況を話すことで児童の心の傷を大きくしてしまう
- ・複数の大人から「ああだった？」「こうだった？」などと聞かれるうちに、もともとの記憶や話の内容が変わっていってしまう

おそれがあります。



「代表者聴取」は、関係機関が協同で、暗示や誘導の少ない方法で聞き取りをします。児童の負担を減らし、児童が体験したそのままの事実を話してもらえるようにします。

代表者聴取の取組み

代表者1名が聞き取りを行い、各機関が別室で聴取内容を視聴することで、児童の話を共有し、それぞれが必要な情報を聞き取りります。



聴取の様子を録画し、児童の言葉や動作を正確に記録します。

専用の部屋を整え、児童が話しやすい環境作りに配慮します。

児童の年齢や性別、被害内容などによって配慮すべきことを各機関が協議し、聴取方法や聴取内容を決めています。

お子さんから被害を打ち明けられたら・・・

子どもの記憶はとても繊細なので、大人からの質問の影響を受けて変わってしまうことがあります。お子さんが被害の話をしたときは、あれこれ先取りして質問することはせず、まずはそのまま聞いてあげることが大切です。

その際、お子さんが話した言葉や、大人からの質問の言葉を、録音やメモなどで記録していただけると、事実を明らかにするための重要な資料になります。

お子さんの気持ちや体を守るために、周りのサポートが大切です。

代表者聴取へのご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。